

国連における国際人権基準の設定

ー基準の概念と設定のプロセスー

滝澤 美佐子

はじめに

現代国際法を特徴づける原則の一つとして、人権の国際的保障が挙げられる⁽¹⁾。国連憲章がその目的として「人権および基本的自由の尊重」を明記して以来、この分野における法的・制度的充実は著しく、20世紀の後半のごく短期間に国際法の新たな一分野を構成するに至った。

人権に関する実定国際法、中でも国際人権条約の定立に大きく貢献したのは、いうまでもなく普遍的な、また、地域的な国際機構である。国際連合（以下国連と略記）のみでも、設立後50年の間に約60もの国際人権文書が国連総会（以下総会と略記）その他の機関において採択されている⁽²⁾。そのうち、国連の採択した国際人権条約は23を数え、国際社会における人権の法的な保障に、中心的な役割を果たすことが期待された。

しかしながら、国際人権条約の下の人権保障には様々な制約があることも事実である。第一に、批准するまでに国内法との調整や新たな立法の必要から時間がかかる。第二に批准したとしても、条約目的に反しない限度において留保が可能である。この現象は女子差別撤廃条約において顕著であり、締約諸国によって百か所以上の留保がなされており、それは条約の下での監視機関である女子差別撤廃委員会の問題になっている。第三に、条約の実施における強制力の欠如などにより、そもそも普遍的に適用されることを目的とした人権条約が、その理念どおりに働かない。第四に、条約の国内的強制力は、締約国の統治形態や憲法規定に直接依存している⁽³⁾。

国際的な人権保障の促進とこの分野における国際法の実定化において、国際条約は意味を持ちうることは否定できないが、条約の締結のみでは十分に人権が保障されないというのが現状である。

さて、国際的な人権の尊重と促進については、人権諸条約採択の以前からすでに1945年の国連憲章において、国際協力によって推進されるべき国連の主要活動目的として掲げられていた。この国連の下の人権保障措施は、国際人権条約による国際人権保障の機能を推進しかつ補完する形で、この50年間に大きく発展した。

国連はさまざまな国際人権条約の作成に先行あるいは並行して、「宣言」「勧告」といった法的拘束力を伴わない国際人権基準を採択してきた。これが「国際人権基準の設定」と表現されるものである。1948年に国連総会が世界人権宣言を採択して以来、「児童の権利宣言」、「女性に対する差別撤廃に関する宣言」、「拷問禁止に関する宣言」など、多種多様な国際人権基準が採択され、その数は約30にのぼる。それらは、国際人権条約のように国際法上の法的拘束力を持つものではないが、すべての人民とすべての国家にその尊重を求めている。多くは国連総会等の決議として採択されることにより、人権の普遍性を確保し、人権に関する国際的合意の形成に寄与している。その後、こうした「国際人権基準」について、基準に反している国家の行動を、総会や国連人権委員会（以下人権委員会と略記）等の国連諸機関が「監視（モニター）」するという手続が、人権を取り扱う国連諸機関によって発展してきたのである。すなわち、国連は決議の採択を通して、国際人権条約の採択を待たずに人権に関する共通の基準を設定する。また、国連は、国際人権諸条約の締約国であるなしにかかわらず、国家の人権侵害状況を総会、経済社会理事会（以下経社理と略記）、人権委員会等を通じて公表し、討議する場を確保している。これによって、人権侵害国が国際的非難を受け、何らかの対応をせまられるような仕組みが用意されるようになった。こうした活動を、筆者は「国連の国際人権基準設定および監視

活動」とよんでいる。国連による「国際人権基準設定および監視活動」は、今日、国際人権保障にとっての無視しえない手段であることが広く確認され、国家に対して少なからず影響を与えている。

現代は、一方では諸国家や諸国民の法意識に「人権」といった普遍的な共通意識が生まれ、他方で様々な権利意識の衝突から生ずる問題が国内的にも国際的にも頻発している。こうした状況下では、普遍的な人権の内容についてどのような国際的な合意がなされているかについての十分な整理が必要であり、それが今ある、あるいは、今後ありうるかもしれない規範状況についての共通認識の土俵をつくる。

そうした作業の前提として、本稿ではまず、極めて現代的な課題である人権の普遍化への端緒となり、今もなお人権の普遍的共通意識を推進している国連の国際人権基準の設定につき、その正確な内容をとくに法的な側面から掴まえることとしたい。

国際人権保障の研究では「基準設定」の時代から「促進」へ、さらに「保護」の時代に入って久しいとされ、「基準設定」よりもむしろ基準の実施の研究が優先課題になっている。そこにおいても、基準の実施の問題は、基準のあり様の理解なくしてはありえない。また、時代の変化とともに新たな人権基準が必要とされ、従来の基準の実施に影響を与えもする。そういった観点からも、基準設定の在り方を検討しておくことは有用だと思われる。以上のような問題関心から、本稿では、国連により採択された国際人権基準の意味を掴まえ、その設定のプロセスを振り返り、普遍的な人権意識を支える現実に迫ってみたい。

I 国際人権基準の概念

1 国際人権文書の多様化と国際人権基準の一般的概念

国際基準 (international standards) の語は、学説や実践において、必ずしも一様な使われ方をしていない。国際的な規則を定めた文書形式は非拘束的な勧告・宣言に加えて、法的拘束力を伴う条約まで含め様々である。国際基準の概念もまた論者により様々であり、さらに、実定国際法上の用語として確立しているとはいえない。本稿では、「国際人権基準」の概念につき、あらかじめ定義をしておきたい。

まず、国際機構の実践と学説から、国際基準の一般的概念を捉えてみよう。

国際基準は、広義には、非拘束的な基準、ならびに、法的拘束力を伴う基準の双方を総称する。

例えば、こうした用語の使用例はいくつかの専門機関の実践の中に見出される。この最も古い例は、ILOの採択する国際労働基準 (international labour standards) である。ILOの場合、国際労働基準とは国際労働条約と勧告の双方を含んだ呼称である⁽⁴⁾。国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : ユネスコ) においても基準の語は同様に用いられる。ユネスコにおいて、基準設定文書 (standard-setting instruments) として呼ばれるものには、(a) ユネスコ条約、(b) 勧告、(c) 宣言が含まれる⁽⁵⁾。国連においても、国際人権条約および勧告、宣言を総称して、国際人権基準 (International Human Rights Standards) の語を使用している⁽⁶⁾。

学説上も上記の実行と同じく、「国際基準」の用法は一様でないが、最も広義には国際条約と勧告の双方を総称して国際基準と呼んでいる。

例えば、ヴィラリー (Michel Virally) は国際機構の定義と類型に関する論文の中で、国際機構を活動の調整方法の観点から基準設定国際機構と業務

的国际機構の二つに分類できるとしている。さらに、国際基準の意味は法的拘束力のある条約形式から、より非拘束的な形式の双方を含むとしている⁽⁷⁾。様々な形式の国際基準を採択する意味として、加盟国間の態度の相違による紛争を回避、あるいは解決し、さらに調整によって共通の目的を達成することを挙げている⁽⁸⁾。

モルゲンスターン (Felice Morgenstern) も法的拘束力を伴う条約や規則の文書と非拘束的な勧告、宣言などの文書の双方を国際基準と呼んでいる。すなわち、国際基準を「国際機構の目的のための行動基準の定立」として位置づけ、国際機構の内部的な行為規範の設定との対比させている⁽⁹⁾。例として、国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization: I C A O) や世界保健機構 (World Health Organization: W H O), 国際海事機構 (International Maritime Organization: I M O) の設定する技術規則, 経済協力開発機構 (Organization for Economic Cooperation and Development: O E C D) や北東大西洋漁業委員会 (North-East Atlantic Fisheries Commission) の採択する決定のように適用除外 (opting out) や通告 (notification) を国家の方から申し出ない限り、法的に拘束される国際基準や I L O やユネスコの条約・勧告, 世界人権宣言などを広く国際基準の枠に含める。

これらの分類の特徴は国際人権基準の「設定」の仕方に分類の基礎をおき、その文書の法的性格に基礎をおいていない点にある。すなわち、国際機構の議決機関による一般的普遍的規則が、加盟国の個別の行為とは区別される国際機構による主体的な統一的、一方的行為として「設定」された場合に、「国際基準」と呼ぶのである⁽¹⁰⁾。

その一方で、条約という形態をとらずに法的拘束的の生ずる文書を国際基準と呼ぶ場合もある⁽¹¹⁾。この場合には、批准をもって一定の規則が発効するという伝統的な条約による規則の制定と区別して、国際機構によって採択されれば一定の規則が批准という手続を経ずに自動的に有効になる点に注目して、条約とは異なる新しい方式の規則の制定という意味を込めて

国際基準という語をあてている。したがって、ILO条約などの国際条約はここでいう国際基準に含まれない。条約の形式を取らない規則制定が国際基準の対象となり、法的拘束力を自動的に伴う欧州石炭鉄鋼共同体条約の下で制定された基準 (radio active standards)、ICAOやWHOなど適用除外 (opting out) を申し出なければ自動的に法的拘束力を伴う国際標準、法的拘束力を伴わないILOの労働勧告やIMOの航行安全規則などを含む。

また、国内法のモデル法 (model law) として作成された規則やガイドラインを国際基準と呼ぶこともある⁽¹²⁾。この場合の基準の用法は、国際機構により一方的に制定された非拘束的準則を指すが、さらに限定的に宣言・勧告とは区別されるものとして言及される。

上記の実行、学説上の多様な用法から広義の国際基準の意味は次のように整理できる。第一に、広義の国際基準の意味するところは、主権国家にとっての行為の準則となる一般的普遍的な規則を明示に文書で規定することで、加盟国の政策を一致させ調整する点に重点がおかれる。したがって、国際機構の内部規則の制定や基本文書の改正といった決議の採択はこれに含まれない。第二に、国家にとっての行為規範の設定であれば、文書の法的性格や形式は問わず、ひろく国際基準に含める。すなわち、国際基準は法律文書、非法律文書の双方を指す。条約および勧告は法的性格を問わずに国家の行動や実態を測る指標の意味で、国際基準として総称されるのである。第三に、伝統的な条約起草過程とは区別されること、すなわち、設定において国際機構により主体的に、統一的、一方的に定立されることが重要な指標となる。この意味から国際慣習法の形成までは含まない。したがって、広義に「国際人権基準」といった場合は、上記の三点を指標として、国際人権条約、宣言・勧告の双方を含むものといえる。

国際機構の一方的行為としての広義の「基準設定」の語の意味は、国際機構による国際法定立 (law-making) ともいわれる主権国家を法的に拘束

する条約・規則の採択と、国家に対して形式上は法的拘束性をもたない規則制定の双方が含まれるため、厳密な分析概念としては不十分である。

2 本稿で使用される狭義の「国際人権基準」の概念

本稿の用いる「国際人権基準」は、狭義の意味として、世界人権宣言にいうところの基準を意味し、形式上法的拘束力を持たないもののみを指す⁽¹³⁾。

国際人権基準 (international human rights standards) という言葉は、1948年に世界人権宣言 (総会決議217A(III)) がその前文において「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準 (common standards of achievements for all peoples and nations)」と明記して以来、国連において盛んに使用されるようになった。そもそも、世界人権宣言にいう国際人権「基準」は、国家に法的義務を付与することを意図しない。このことは世界人権宣言の文言から明らかである。世界人権宣言の前文にもあるように、この基準は「社会のすべての個人およびすべての機関が、この宣言を念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも加盟国の管轄下にある領域の人民の間にもこれらの権利および自由の尊重を指導、及び教育によって促進し、並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認および遵守を国内的国際的な漸進的措置によって確保するよう努力する」(世界人権宣言前文より抜粋) ことを目的としている。ローターパクト (Hersh Lauterpacht) も指摘するように、世界人権宣言のこうした文言上の表現から、「宣言は、時間を経て、国連加盟国によって一般に、法原則として認められ受け入れられていく性質のもの」なのである⁽¹⁴⁾。すなわち、「国際人権基準」とは「法的拘束力を意図されない」文書であって、「その実施が漸進的措置によって確保される」という非拘束的性格が明らかになる。

本稿で使用される狭義の国際人権基準の意味内容は、すでに検討した広義の国際基準からさらに区別されるべき性質を含んでいる。そこで、広義

の「国際基準」から区別される本稿でいう「国際人権基準」に含まれる要素とは何か、それらを具体的に検討しよう。

(1) 法的な義務か道義的な義務か

まず、狭義の国際人権基準の第一の要素として法的拘束力を伴わない、という点を検討する。議論の出発点として世界人権宣言の起草過程に遡りたい。

後述するように、国連において国際人権基準設定の出発点となったのは、ルーズヴェルト夫人 (Eleanor Roosevelt) を初代委員長とする人権委員会による国際人権章典 (International Bill of Human Rights) の起草委員会の作業である。人権委員会の第二回会合 (1947年12月 2日～17日、於：ジュネーブ) において、国際人権章典を人権の具体的内容を明確にした「国際人権宣言」とそれを条約の形にした「国際人権規約」に分けることが決定され、それぞれに試案を作成することになったことはよく知られている。本稿の関心から興味を引くのは、人権委員会の第三回会合 (1948年 5月～6月、於：レークサクセス) で行われた宣言の法的性格についての議論である。

第三回人権委員会において、宣言の法的性格について、以下の三つのうちの様なものとして解釈するかが議論された。(1)宣言は全加盟国に対して、その法律をこの宣言の規定と一致せしめる直接の義務を課するものとする。(2)宣言はいかなる義務をも課するものではない。(3)宣言はすべての民族、およびすべての国民の達成する共通目的を代表するものである。故に、その中に規定されている権利および自由の世界的な、かつ効果的な承認と遵守を確保するためにたえず努力すべきである、という道徳的な義務を課するものと解釈することができる。しかし、法的には何ら拘束力を有するものではない、とする三様の解釈である。審議の結果、第三の解釈が取られることが合意されたのである⁽¹⁵⁾。

世界人権宣言の法的性格についてなされた人権委員会の議論は、本稿で用いる国際人権基準の意味を次の意味で規定する。第一に、宣言はそれ自体、法的拘束力を持たないが、「達成すべき共通の基準」であって国家による不断的努力が求められるのである。第二に、条約形式の場合は法的義務が国家に課せられるが、宣言の場合は、むしろ道義的義務に止まり、法的拘束力はあらかじめ意図されていないのである。

(2) 列挙主義か定義主義か

国際人権章典が宣言と規約という二つの形式で成立した背景には、さらに列挙主義と定義主義との対立、すなわち、単に権利を列挙するか、それぞれの権利を詳細に規定するかについての対立が存在したことが挙げられる。

国際人権規約の起草過程において、(1)各条文が一般的性格の簡潔な条項であることを主張する側と、(2)各権利、その範囲と内容、その制限、並びにこれに関する国家の義務が最大限可能な正確さをもって起草されるべきであることを主張する側で対立している⁽¹⁶⁾。第一の立場は、国際人権規約を「世界人権宣言の第二版」と位置づける方向性を持つ。第二の立場は「世界人権宣言がすでに布告されているのであるから、できるだけ正確に各権利の範囲と内容、その制限、およびそれに関する国家の義務を定義し、そしてそれによって国家が守る国際的な法的標準と規則を設けることをしないのであれば、何故人権規約を起草することの目的であるのか」という考えにたっている⁽¹⁷⁾。

国際人権規約は世界人権宣言の第二版ではなく、宣言を発展させより詳細に諸権利を規定している。とはいえ、ある条項は詳細であっても、ある条項は一般的であり「宣言が一般的な規定を持ち、条約は詳細な規定を持つ」というように一般的な定式を示したと言い切ることはできない。しか

しながら、基本的に一般的な原則は宣言文書に適し、詳細な規定は規約に盛り込むという方針が伺える。

国際人権章典の作成準備のため人権委員会が事務局に対し予備草案を要請したときに、宣言作成指導原則を送付している。その内容は(1)加盟国の憲法を考慮に入れること、(2)宣言は国連の全加盟国が受諾できるものであること、(3)宣言は簡潔明瞭で、かつ適切な表現であること、(4)宣言は最も基本的な権利の誓言であること、とされている。すなわち、普遍的、一般的に適用可能な基本的な原則を打ち出すことに宣言の第一義的目的があったように思われる⁽¹⁸⁾。

こうした方針は事実上その後の基準設定にも受け継がれている。例えば、人種差別撤廃宣言および人種差別撤廃条約の起草過程の一般的討論においては、人種差別撤廃宣言はより簡潔で、明瞭かつ厳粛であることが必要だという点が言及された⁽¹⁹⁾。女子差別撤廃宣言の起草過程においても、その一般的討論において、一般に宣言はあまりに詳細にならず、広くより普遍的に受け入れられるべきものであることが表明されている⁽²⁰⁾。

(3) 権利の宣言か国家の義務か

国際人権章典の文書形式について、第一回人権委員会の起草委員会で議論になった時にルーズヴェルト夫人は、法的拘束力のない一連の原則を連ねた人権宣言をまず作るべきだと主張している⁽²¹⁾。それによって条約の交渉、批准という厄介な手続きを経ることなく文書を採択できると考えたからである⁽²²⁾。したがって、条約においては国家の義務規定および条約の履行確保措置に関する規定がおかれるが、宣言においては基本的に、宣言の実施手続に関する規定はおかれず、さらに実体規定についても権利の規定を中心として起草されている。宣言の文言はたいいていの場合権利の宣言に止まり、具体的にその実現に関してだが、どの様な義務を負うかについ

ては明記されないことが多い。宣言は基本的な権利の宣言を中心としており、政府等の保障義務については積極的に規定しているとはいえない。

世界人権宣言の起草過程において、宣言に国家による保障義務に関する規定を含めるかどうかについては激しい議論があった。例えばソ連代表は「宣言の中に、個人のその属する民族や国家に対する具体的な義務が含まれていないこと」が世界人権宣言の問題点のひとつだとしていたのである⁽²³⁾。ソ連は結局、全会一致で採択された世界人権宣言を棄権しているが、その棄権原因のひとつはこの点にあった。

人種差別撤廃宣言、同条約の起草過程においても宣言は、政府の政策を導き、影響を与える原則を含むべきであり、大きな道義的効力をもつべきものである。一方、規約は法的義務を規定するのに適正な文書であるとしている⁽²⁴⁾。

規約の名宛人が政府であるのに対して、宣言の場合の名宛人は政府のみでなく、非政府団体、私人をも含み、世論に対しても重要な効果がある⁽²⁵⁾。また、宣言は政府に対して道義的な義務を課すことを意図したことはすでに述べた通りである。

上記から世界人権宣言をはじめとする国連により設定される狭義の「国際人権基準」はその特徴として、少なくとも、道義的性質、列挙的性格、権利の宣言という3つの要素を含むものといえる。本稿で使用する国際人権基準の概念は、したがって、次のように定義される。すなわち、国際人権基準とは「国際法上の法的拘束力は形式的には持たないが、従うことが強く求められる、普遍的な人権および基本的自由の一般的宣言」である。本稿では国際人権基準の語は、文書の法的性格、国際人権保障における制度的差異を国際人権条約の下での制度との峻別を指標として、上記の如く定義された意味で使用される。以下、上記の意味として、世界人権宣言の前文にいうところの達成すべき共通の「基準」を意味し、形式上法的拘束力を伴わないものとして認定される基準を国際人権基準と呼ぶ。

II 国連の国際人権基準の特徴

I では、国際基準の概念を検討し、本稿でいう「国際人権基準」の概念について、道義的性質、列举的性格、権利の宣言、という特徴を示して、それに基づいた「国際人権基準」の定義を行った。II では、国際人権基準の具体例に則して、国際人権基準を形式、内容において分類し、さらにその特徴を把握したい。

1 国際人権基準の形式

はじめに、国際人権基準はどのような文書形式をとっているのか、形式上の差異はどのように判断されるのかについて検討したい。

国連憲章は第13条、第62条にあるように、基準設定のための文書として「勧告 (recommendation)」を明示している。しかし、国連の実行においては、国際人権基準にさまざまな名称が与えられており、「勧告」と称されるものはごく一部にすぎない。基準設定当初から現在まで、国際人権基準には「宣言 (declaration)」と称されるものが最も多い。しばしば「最低基準 (standard minimum rule)」, 「行動準則 (code of conduct)」, 「基本原則 (basic principles)」, 「保護規則 (safeguards)」, 「ガイドライン (guidelines)」あるいは「勧告 (recommendation)」という名称が使われる。

国際人権基準には以上のように、様々な名称が付されるものの、そのことはただちに文書の勧告的地位に変更を与えるものではない。1962年、国連の法務部 (Office of Legal Affairs) は、「宣言」が「勧告」と異なる法的性格を有するものかどうかに関する国連人権委員会の質問に対して次のように回答している。

「国連の実行においては、『勧告』と『宣言』の間に厳密な法原則上の区別はないといって良いだろう。『宣言』あるいは『勧告』は、国連機

関によって決議として採択される。そのようであるから、『勧告』ではなくむしろ『宣言』という形式をとっているということのみから、条約あるいは規約が締約国に拘束的であるように、その文書が加盟国を法的に拘束するものではない。」

法務部の意見はさらに続けて、「法的には区別はないが、『宣言』はそれを採択した機関のために、国際社会の構成員にとって従うことを強く期待するものだと考えられる」とし、「そうした期待が国家実行を導き、慣習法として国家を拘束するだろう」というコメントを付している⁽²⁶⁾。

このことから宣言文書である国際人権基準は、加盟国に対して一般に国際法としての法的拘束力は付与されない準則でありながら従うことへの期待がよりいっそう強いものといえることができるだろう。ただし、勧告といった、宣言の名称をもたない文書が宣言よりも効果において劣るかどうかについては、自動的に結論づけることはできない。

さて、法務部の意見と実例を踏まえると、国際人権基準はその内容と目的から以下の四つに分けられる。

2 国際人権基準の内容と目的による分類

(1) 具体的な人権の宣言一条約作成が予定されているもの

第一のカテゴリーは、それまで明示されていなかった人権を新たな基準として設定するものである。内容はすべての人々を対象とする人権を一般的に規定するものと、特定の集団や権利に固有の人権規定を設けるものがある。多くの場合「宣言」の形をとる。そのうちのいくつかは、後に人権条約作成を通して、国際人権基準の全部あるいは一部の規定が実定法化される。こうした実践はとくに国連の人権分野に顕著である。このようにすでに存在している、あるいは、現在提案されている人権条約の布石とな

るという意味でも、また、具体的な国際基準を設定するという意味でも国際人権基準は重要である⁽²⁷⁾。この種の例としては以下のものがある。

- －世界人権宣言（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（以下社会権規約）ならびに市民的所有および政治的権利に関する国際規約（以下自由権規約）に発展し、同宣言と規約を合わせて国際権利章典と呼ばれる。）
- －あらゆる人種差別撤廃に関する国際連合宣言（のちに人種差別撤廃条約として発展）
- －女子差別撤廃宣言（のちに女子差別撤廃条約に発展）
- －児童の権利宣言（児童の権利条約に発展）
- －拷問に対するすべての人々の保護に関する宣言（拷問等禁止条約に発展）
- －宗教的不寛容撤廃宣言（宗教的不寛容に関する条約作成中）
- －先住民の権利宣言案（先住民の権利条約作成予定）
- －民族的、種族的、宗教的、言語的少数者に属する人々に関する国際連合宣言
- －在住する国の国民ではない個人の人権に関する宣言（移住労働者権利保護条約が後に宣言の内容になかった不法就労者の権利を加える）
- －強制的失踪からすべての人々を守る宣言
- －植民地独立付与宣言

（２）モデル法

第二は人権条約化を直接目指すものではないが、既存の国際人権基準や実定規範ないし原則をより具体的に発展させ、人権の基準を提示すると同時に実務面での指針（ガイドライン）を提供するといったモデル法としての役割を期待されるものである。すでに存在する人権基準を補完するため

に刑事司法・少年司法の実務規則や手続規則を提供したり⁽²⁸⁾、詳細な規定をおくことですでにある基準の解釈の指針ともなりうる。この種の基準は国内法のモデルを提示するものであるが、実際に、国内の人権関係の法務は一樣ではなく、適用される段階では国家の柔軟な解釈に従うことになる。例は以下に挙げるもので、刑事司法・少年司法制度の手続面を規定したものがほとんどである。

- 被拘禁者取扱いのための最低基準規則
- 被拘禁者保護原則
- 少年司法運営のための国際連合最低基準規則（北京規則）
- 法律の執行に当たる官吏の行動準則
- 拷問およびその他の残虐な、非人間的または品位を貶める待遇または処罰に対して受刑者および被拘禁者を保護するための医療従事者特に医者への役割に関する医療倫理の原則
- 死刑者権利保護規定
- 司法部独立原則
- 非自発的失踪に関する宣言
- 少年非行の防止に関する国連ガイドライン（リヤド・ガイドライン）
- 自由を奪われた少年の保護に関する国連規則
- あらゆる形態の拘禁もしくは刑務所収容に付された全ての者の保護に関する原理の大綱
- あらゆる形態の抑留・拘禁下にある人々を保護するための準則
- 被拘禁的手段のための国際連合最低基準規則（東京規則）
- 「刑務・矯正施設職員の選任および研修」に関する決議
- 「開放的刑務・矯正施設」に関する決議
- 「刑務作業」に関する決議
- 婚姻の同意・最低年齢・登録に関する勧告

(3) 集団的権利

第三のカテゴリーは、集団的権利を規定した国際人権基準である。

従来の人権の国際的保護の対象が国家と個人の関係から生じる人権問題にあったのに対して、国際社会と集団（個人の集合体）の間の構造的関係から生じる人権問題をも対象にするようになった。そして、人権の享有主体を個人および集団とした新しい権利概念が生まれてきた。それが、「第三世代の人権」や「連帯の権利」といった新しい人権概念である。集団的な人権という考え方を従来の個人の基本的な権利としての人権概念に導入するものである。特に一部の開発途上国においては、国際的な協力なくしては一国の政府のみによる人権の保障は到底成り立たないというのが現状である。このような状況に鑑み、より積極的に国際協力によって人権を保障してゆくというアプローチが生まれてきた。集団的権利はその具体的な権利義務の内容についてはいまだに曖昧なままである。このために、具体的な国家の義務を設定する条約の形態になじみにくい。さらに、「構造的権利」とも呼ばれるこの集団的権利は、社会の秩序の変革を求めることを主眼としているために、実定化が困難であるともいわれる⁽²⁹⁾。

このような第三世代の人権に含まれるものとして、例えば以下のものがある。

－発展への権利に関する宣言⁽³⁰⁾

－人民の平和への権利に関する宣言⁽³¹⁾

(4) 未批准・未発効の条約

国連は国際人権条約を総会決議の形式で「採択 (adoption)」し、加盟各国に対し同文書への支持や批准を促す。国際人権条約は、後に批准、受諾によって加盟国に対して国際条約としての法的拘束力をもつことになる。

逆に批准される前、あるいは発効する前の人権条約や選択議定書は、本稿でいう国際人権基準と同様のものとしてみなすことができる。

国連の主要機関によって採択された人権条約については、たとえそれが未批准、未発効のものであっても、下部機関や事務局がその内容に反するような行為をすることはできない⁽³²⁾。また、総会、経社理、人権委員会などの人権関連の国連機関は、未批准、未発効の人権条約を国際人権基準と同様のものとして、人権条約の非締約国の人権状況を判断する際の基準として用いている⁽³³⁾。例えば、南アフリカやイスラエルは、1991年にそれぞれ自由権規約を批准するに至るが、1967年以来、総会で両国の人権状況について、同人権条約に照らして監視活動がおこなわれていた。この種の例は少なくない。

3 普遍性・不可分性・相互依存性と国際人権基準

以上、国際人権基準の概念を整理し、具体例に則した分類を行った。これにより「形式上法的拘束力は持たないが、従うことが強く求められる普遍的な人権および基本的自由の一般的宣言」である国際人権基準がより具体的に示されたことになる。最後に、国際人権基準の概念にある普遍性や相互依存性、不可分性について、今日確認されている点についてふれておきたい。

まず、普遍性については近年、世界人権宣言にはじまる国際的人権文書の普遍性を疑問視し、国家主権の尊重や人権の地域性を主張する傾向が、とくにアジアの発展途上国を中心にでてきている。しかしながら、1993年6月のウィーン世界人権会議では、その最終宣言ですべての人権が普遍的であることを確認するに至っている。すなわち、国際的にはそもそも普遍的な適用を想定して採択されたきたという国際人権基準の性格を今日においても肯定しているのである。

国際人権基準の概念であげた列挙主義や基準の分類により、基準の多様な性格をみることができた。基準に列挙された権利はそれぞれがばらばらに存在するのではなく、一定程度相互関連性を持つ。すなわち、世界人権宣言はそれ自体で存在しているわけではなく、後に、二つの国際人権規約に発展し、特殊な人権の側面を個別に扱う国際規約や他の国際基準によってその内容がより発展することが意図されていた⁽³⁴⁾。世界人権宣言にはじまる国際人権基準は、のちの基準によって内容が拡充・発展される。簡潔な権利の宣言が後の国際人権基準によってその内容がより具体化され、明確化される傾向にある。また、世界人権宣言等の国際人権章典が後に新しい基準文書中に引用され、照会されることが多い。明文で示された例として、植民地独立付与宣言における世界人権宣言の引用、発展の権利宣言第2条2項における自決権の引用などがあげられよう。以上のことから国際人権基準の列挙主義は、基準相互に関連したものだという特徴が認められるだろう。

人権の相互依存性についてはたびたび不可分性とも表現される。国際人権基準の増加に伴って次第に確認された国連の方針ともいえ、すでにいくつかの国連決議で繰り返されている。その最初のものが国連総会決議32/130(1977年12月16日)⁽³⁵⁾である。この決議については次章で詳しくふれたい。すでにふれたウィーン宣言においても、「すべての人権は普遍、不可分、相互依存적である」と謳われた⁽³⁶⁾。発展の権利宣言はその第6条第2項において、「すべての人権および基本的自由は、不可分かつ相互依存적である。」とし、また、同宣言の第9条第1項では「この宣言が掲げる発展の権利のすべての側面は、不可分かつ相互依存적であって、それらの各々は全体に照らして理解されるべきである」とする。

このように、国際的な了解として人権文書が普遍的に適用されること、また、さまざまな人権文書相互の連関、また個別の権利相互の不可分性、相互依存性が一般に是認されていることは確認しておく必要があろう。

III 国連による国際人権基準設定活動

すでに、国際人権基準の概念を世界人権宣言の起草過程から探り、定義づけ、事例に則して分類し、国際人権基準の特徴を検討した。つぎに、国際人権基準を設定する国連の手續とプロセスを概観する。ここでいう「設定」とは「権限ある機関において有効に採択される」という意味である。

1 国際人権基準設定の法的基礎

国連憲章は国連の組織および機能の基本的な枠組みを示す機構の設立基本条約である。国連による国際人権基準設定活動の法的基礎もこの文書の中に見出だされる。

国連憲章はその前文と第1条3項において、人権および基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げた。国連憲章はその条項の中で少なくとも7箇所（前文、第1、13、55、62、68条および第76条）において、人権に直接言及する規定をおく。さらに、第56条と第87条は関連規定から人権とつながりをもっている。前文と第1、13、55、56、62条、および第68条は一般的な適用を前提とした規定であり、一方、第76条および第87条は信託統治地域への適用を予定した規定である。

以上のように国連はその活動の主要な目的のひとつとして人権を掲げながら規定は一般的な枠組みを示すにとどまる。内容の具体化は将来の基準設定の作業として残されることになった。

さて、国際人権基準設定活動に関して、国連憲章は以下のような法的枠組みを用意している。

国際人権基準は総会と経社理によって勧告の形で採択される。つまり憲章第13条(b)、および第62条2項に人権および基本的自由についての総会と経社理の勧告権が認められており、基準設定に関して総会と経社理の双

方が関わる。

両機関相互の関係は憲章上、総会の権威 (authority) の下に経社理が任務を果たす格好になっており、上下関係にある。さらに、総会、経社理ともに補助機関を設置する権限も憲章に規定されている。これに基づいて基準設定のための様々な委員会、作業部会が設置されてきた。後に詳しく触れるように、実際の基準の起草は総会、経社理の補助機関において行われる傾向にある。補助機関には経社理の機能委員会である人権委員会があり、これは憲章第68条に設置をあらかじめ予定されていた。さらに、その下部機関として差別防止少数者保護小委員会（以下、人権小委員会と略記）が設置された。さらに、女性の地位委員会、犯罪防止刑事司法委員会がそれぞれの分野の国際人権基準設定にあたっている。

憲章は国連の活動の目的として、人権と基本的自由に関する国際協力を掲げている。しかしながら、人権および基本的自由の内容について具体的な規定がほとんどなされていない。また、憲章は人権の促進のための国際協力を推進するとしながら、国内において人権を尊重しなければならない法的な義務が加盟国にあるのかどうかについて明確な規定を設けていない。実際に人権が侵害された場合に国連がそれに対してどのような措置をとるかについてはなんら明瞭にされていない⁽³⁷⁾。

すなわち、国連憲章においては人権について、「非差別の原則」および「普遍性の原則」の二つの原則が確認されている。「非差別の原則」については、人種・性・言語、および宗教の四つの事由が列挙された。また、人権の普遍性については、人権について特定の個人や地域に限定されず、いかなる人も、またいかなる領域においても尊重されるべきことが明確にされた。国際連盟が特定の共同体に所属するもの（少数民族）や特定の地域（委任統治地域）に居住する個人の人権の尊重のみを問題にしたのに比べ、国連の規定は世界中の人々の人権を問題にしたという意味で歴史的にも画期的なものであった。こうした規定を基礎として、国際人権基準はより一層内

容を拡充することになる。

国連の設立基本文書である国連憲章は、国連の組織と機能についての基礎的な法的枠組みを用意する。しかし、諸規定は人権の促進と助長を規定するごく一般的な内容に止まっている。具体的な人権の内容、義務については、将来の基準設定活動に委ねられているのである。国連憲章の起草過程においても「世界機構の総会は、構成され次第、人権宣言を起草する任務を負わされる旨の提案が行われ」⁽³⁸⁾ている。

2 国連人権関係内部機関の決議による規定

(1) 国連人権委員会 (The UN Commission on Human Rights)

人権委員会は国連における国際人権基準設定活動の中心機関である。人権委員会は経社理によって1946年に「人権の促進」(for the promotion of human rights)の目的で国連憲章第68条に基づいて設置され、以来、第68条にいう「(機能)委員会」(括弧内は筆者による)として、経社理の人権分野での活動を補佐している。人権委員会の具体的な任務の中身、および権限は同68条には規定されておらず、経社理の人権委員会設置決議によって規定された。以下それを見ていくが、人権委員会への付託事項は広範囲にわたっており、人権に関する問題はすべて取り扱うことができる⁽³⁹⁾。

人権委員会の任務 (terms of reference) は経社理に提案、勧告、報告書を以下の五点について提出することである。すなわち、(a)国際権利章典、(b)市民的自由、女性の地位、情報の自由、他関連する事項についての国際的宣言、および条約、(c)少数者の保護、(d)人種、性、言語あるいは宗教を基礎とした差別の防止、(e)上記(a)(b)(c)および(d)に含まれない人権に関するその他のあらゆる事項である⁽⁴⁰⁾。とりわけ(a)および(b)を根拠に、人権委員会は国際人権基準の設定および国際人権条約の作成にあたってきたお

り、設置以来多くの国際人権基準の草案作成の中心機関となってきた。1979年にさらに、国連システム内の人権に関する活動の調整に関して経社理を補佐する任務が加わった⁽⁴¹⁾。

人権委員会の権限は以下の通りである。(a)経社理の補助機関として、経社理の指示の下、経社理に対し提案、勧告、報告書の提出を行う。経社理の要請に基づいて、研究、勧告、情報の提供およびその他のサービスを行う⁽⁴²⁾、(b)下部委員会の設置について、経社理に対して勧告をすることができる⁽⁴³⁾、(c)個人資格の専門家や特別な分野の非政府専門家によるアド・ホックな作業部会については、経社理の議長と事務総長の承認をもって設置することができる⁽⁴⁴⁾。

人権委員会はまず、その第一の任務である国際権利章典の起草にあたり、一般的な権利の宣誓である世界人権宣言、続いて二つの国際人権規約と選択議定書の起草に関与した。これらの宣言と二つの規約を合わせた「国際権利章典」をもとに、国連憲章において内容が明らかにされていなかった人権が具体的内容を備えるようになってきた。その中には国連憲章上に明記された人種、性、言語あるいは宗教を基礎とした差別の防止にかかわるものも含まれている。

人権委員会はさらにその下に補助機関を設けてきた。常設のものとして、次に述べる人権小委員会が設置された。加えてしばしば人権委員会の下にアドホックな作業部会が設置され、特定の委任事項が分担され、人権委員会に授權された範囲で基準設定活動にもあたっている。

(2) 差別防止少数者保護小委員会 (The UN Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities)

人権小委員会は人権委員会が設置した補助機関である。人権小委員会の設置については、人権委員会の任務を規定した経社理決議 9 (II) (1946 年

6月21日)のパラグラフ9によって人権委員会に授權されていた。人権委員会は少数者の保護に関する小委員会と差別防止に関する小委員会の二つの下部機関の設置を承認されていたが、1947年の第一回人権委員会において単一の下部機関を設置することを決定した。

人権小委員会の任務は、1949年につぎのように拡張された。(a)とりわけ世界人権宣言に照らして研究を行うこと、また人権委員会に対して人権と基本的自由に関してあらゆる種類の差別防止、並びに人種的、民族的、宗教的および言語的少数者の保護に関する勧告を行うこと、(b)経社理、および人権委員会によって委託されたその他のあらゆる機能を遂行することである。

人権小委員会は人権委員会の国際人権基準の草案作成を補佐する役割を持つ。例えば、上記(a)にある「研究」については、基準設定過程において特定の規定についての特別な研究を行って人権委員会に勧告し、基準設定活動に寄与する⁽⁴⁵⁾。しばしば、基準設定を行うかどうか決定する前段階においても、特別報告者を任命して研究も行う。また、研究ばかりでなく基準設定において、実質的な基準草案づくりも担当する。その場合、基準設定のための作業部会が設置されることが多い⁽⁴⁶⁾。

特筆すべきは、人権小委員会が国家代表ではなく、個人資格で参加する26人の独立した専門家によって構成されるということである⁽⁴⁷⁾。これは人権委員会やその他の人権を扱う国連機関が政府代表によって構成されている中で特異であり、基準設定の内容に専門性・客観性を加えることが期待されるといえる。

(3) 婦人の地位委員会(The Commission on the Status of Women)

婦人の地位委員会は1946年6月21日の経社理決議11(II)によって設立された人権委員会とならぶ経社理の機能委員会の一つである。国連憲章

の男女の平等に関する規定を実施するための機関として位置づけられ、女性に関するすべての問題についての政策形成の中心機関として設置されており、女性の権利についての基準設定のための任務も負っている⁽⁴⁸⁾。

委員会の任務は「(a)政治、経済、市民、社会及び教育の分野における女性の権利の促進に関して、経社理に対し、勧告および報告書を準備すること、(b)男性と女性は平等の権利を享有すべきであるという原則を履行するため、女性の権利の分野において即時的注意を要する緊急問題について経社理に勧告し、その勧告を実施するために提案を行うこと」⁽⁴⁹⁾である。以上から婦人の地位委員会が女性の権利の分野において経社理に対する勧告権、提案権をもつこと、すなわち女性の権利についての基準設定の任務を負うことが示されている。婦人の地位委員会の勧告権は経社理を通して、総会や関連分野の仕事をする他の国連機関にも向けられる。さらに、国連憲章の男女の平等に関する規定を実施するために政府や民間団体、世界の世論に影響を与えることも委員会の機能に含まれる。情報収集についての機能も重要である⁽⁵⁰⁾。当初、委員会は男女の法律上の平等の実現に努力を傾注した。しかし、やがて新興加盟国の増加と問題意識の変化に伴い、法律上の平等のみならず実質的な平等へ、平等のみならず発展や平和の問題へと取扱事項の範囲が拡大⁽⁵¹⁾していった。

さて、婦人の地位委員会は女性の権利に関する基準設定に関して従来から積極的に関わりをもってきた。まず女性の権利一般に関する文書について、経社理を経由し、総会の要請をうけて女子差別撤廃宣言、女子差別撤廃条約の草案作成を行った。これらは、宣言案、条約案ともに総会で無投票採択をみた⁽⁵²⁾。近年は武力紛争時における女性の保護に関する宣言の起草にあたり、1993年に総会で採択された。一方、国連の国際人権基準設定過程の中で、特別に女性の権利に関する条項についての審議を行い、勧告をする。世界人権宣言の起草過程において、婦人の地位委員会は女性の権利に関わる規定の審議に投票権なしで参加するよう要請されている⁽⁵³⁾。

(4) 犯罪防止刑事司法委員会 (The Commission on Crime Prevention and Criminal Justice)

犯罪防止刑事司法委員会は経社理の機能委員会の一つとして、刑事政策の分野での国際協力を担っている政府間会議である。1992年4月、経社理の下で常設専門家組織として1971年より機能していた犯罪防止規制委員会 (The Committee on Crime Prevention and Control) が廃止⁽⁵⁴⁾され、犯罪防止刑事司法委員会に再編された⁽⁵⁵⁾。従来の犯罪防止規制委員会は個人資格の専門家会議であったが、犯罪防止刑事司法委員会になってからは、国連加盟国政府代表から構成される政府間会議に変化した。構成は40名の政府代表委員から成り、経社理によって公平な地理的配分の原則に則って選出される。任期は3年である。委員会構成国はその代表に犯罪防止・刑事司法の分野の専門的知識や経験を有し、その分野の政策について責任をもつ者を入れることが要請される。会合は年に1度である。

委員会の機能は総会決議で次のように規定される。(a) 犯罪防止および刑事司法の分野において国連の政策の指針を提供すること、(b) 優先的原則にしたがった中期計画のシステムを基礎に、プログラムの実施を開発、監視、ならびに検討すること、(c) 地域間および地域機関の活動の調整を促進し助けること、(d) 国連の犯罪防止および刑事司法プログラムへの加盟国の支援を動員すること、(e) 国連犯罪防止犯罪者処遇世界会議 (UN Congresses on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders : 以下、犯罪防止会議と略記する) の準備を行い、犯罪防止会議から提出された作業プログラムのための可能な題目に関する提案を考慮することである⁽⁵⁶⁾。犯罪防止刑事司法委員会は従来の犯罪防止規制委員会から、より政策決定機関としての性格を強くもつことになった。専門家会議であった犯罪防止規制委員会が廃止されたとはいえ、個人資格の専門家への要請は一定程度存在する。犯罪防止刑事司法委員会は個人のコンサルタントや作業部会を、委員会の準備や

フォローアップのために適宜活用する。

刑事政策の分野では、国連は上記の常設委員会の他に犯罪防止会議を5年ごとに開催してきている。この会議は国際連盟期の専門的国際機構であった国際刑法監獄会議（International Penal and Penitentiary Commission）によって行われていたものが発展的に解消し、受け継がれる形で結成されたものである⁽⁵⁷⁾。第1回（1955年）から第5回（1975年）までは個人研究者、政府代表の双方が投票権を有し、学会会議的性格が残っていた。第6回（1980年）から第8回（1990年）の犯罪防止会議では政府間会議に純化し、刑事政策関係の政策決定機関としての役割を担った。第7回になると、国連準則制定に必要な国際の合意形成のための実務的手続がほぼ確立され⁽⁵⁸⁾多数の基準設定が行われた。犯罪防止規制委員会は国際犯罪防止会議の準備作業として、しばしば刑事政策に関する国際基準やガイドラインの草案作りを行った。国連の刑事政策関連の政策は2年毎の犯罪防止規制委員会で下準備がされ、地域準備会合で交渉・審議され、犯罪防止会議が開催され、国連総会の決議で最終的に採択されるという流れで決定されていった。

「より効果的な犯罪防止刑事司法プログラムの創出」と題する1991年12月18日付総会決議46/152により、犯罪防止会議の位置づけも変化した。すなわち、第9回犯罪防止会議からは国連犯罪防止刑事司法プログラムの諮問機関に変化したのである⁽⁵⁹⁾。犯罪防止会議は本会議の他に情報交換（ワークショップ）のための副会議も推奨される。政策決定は犯罪防止会議の結果を報告する次回犯罪防止刑事司法委員会で行う。したがって、政策決定の流れは地域準備会合から犯罪防止会議を経て次回犯罪防止刑事司法委員会で討議され、経社理経由で最終的に国連総会決議の採択に至るというものである。

国際人権基準の設定について、国連の委員会や犯罪防止会議が果たしてきた役割は大きい。犯罪防止（Crime Prevention）、法の執行（Law Enforcement）、非人道的取扱いの禁止と犠牲者への配慮（Prevention of Cru-

elty and Concern for Victims), 刑事手続 (Criminal Procedure) , 矯正 (Corrections), 死刑 (Capital Punishment), 少年司法 (Juvenile Justice) の分野で多くの国際人権基準を設定してきた⁽⁶⁰⁾。付言しておかなければならないのは、こうした刑事政策に関する国連規則は成立時はどちらかという「受刑者の処遇と施設の管理の指針」としての性格が強かったという点である。国連規則が「国際人権基準」として人権の側面に重点を置くものとして展開を見せはじめたのは第5回犯罪防止会議(1975年)からであり、拷問禁止のための世界的なキャンペーンがアムネスティ・インターナショナル等の非政府間国際組織(以下NGOと略記)を中心に強力に展開され、国連諸機関もこれに大きく影響されるようになったことが契機としてあげられる⁽⁶¹⁾。

刑事関係の国連基準は、したがって国際人権文書として国連において位置づけられているが⁽⁶²⁾、権利の宣言をするというよりは世界人権宣言等の国際権利章典やその他の国際人権基準で宣誓された権利の保障についての各国の行刑制度上、具体政策の指針を示すという性格が強い。

3 国際人権基準設定方針に関する決議・文書

(1) 総会決議 32 / 130

国際人権基準設定の法的基礎について、国連憲章の規定や国連決議の規定をすでに検討してきた。ここではさらに、国際人権基準設定を行う際のガイドラインに関する国連決議についても敷衍しておきたい。

まず、総会決議 32 / 130 について述べる。

第28回総会において「人権および基本的自由の効果的な享受と改善のための国連制度内における措置および方法」について、継続審議をする旨の決議が採択された。第30回総会には本問題に関する各国政府、関係諸機関

の意見等をまとめた事務総長報告が提出された。それを受けて採択されたのが総会決議 32 / 130 である。

1977 年 12 月 16 日に第 32 回総会で採択された決議 32 / 130 は国連における将来の人権問題検討の際の基本事項として、人権の相互関連性を挙げる。そして、次のことを勧告した。1) 経済的・社会的および文化的権利の享受を伴わない市民的および政治的権利の十分な実現は不可能であること、2) 個々の者および人民のすべての人権および基本的自由は不可分であること、3) 人権問題は社会により異なる種々の状況を勘案して総体的に検討すべきこと、4) 人権および基本的自由の効果的助長のため新国際経済秩序の実現が必須の要素であること、などである。同決議は、人権委員会は本件に関する検討結果、および勧告を付した報告を経社理を通じて第 34 回総会に提出すること、ならびに第 33 回総会にその中間報告を提出することを要請した。

(2) 総会決議 41 / 120

国際人権基準の集積に伴い基準設定を行う際のガイドラインとして示されたのが総会決議 41 / 120 (1986 年 12 月 4 日) である。その内容は、(a) 既存の国際人権法との整合性があること、(b) 基本的な性格を有し、固有の尊厳と人間個人の価値に由来していること、(c) 権利と義務について確認および実施が可能である程度に十分に具体的であること、(d) 適切な場合は報告制度を含む現実的で効果的な実施機関を設けること、(e) 広く国際的な支持を受けられるものであること。草案作成段階の形成途上の国際人権関係の文書は上記のガイドラインに従うことを求めるものである。

4 国際人権基準設定過程

(1) 国際人権基準設定過程の概観

すでに述べたように、基準設定活動は国連憲章に規定されている総会（第13条）、経社理（第62条）、および第22条、第68条に基づいて設置された補助機関によって行われる。経社理の補助機関である機能委員会・人権委員会（第68条）、およびその下部機関である人権小委員会は国際人権基準設定活動の中心機関になっている。それぞれの特殊専門の分野について、婦人の地位委員会、犯罪防止刑事司法委員会が基準設定過程に重要な役割を担うよう要請される。事務局も基準設定のためのイニシアティブ形成、研究、草案作成、報告書作成等に役割を果たす。事務局の任にあたるのは国連人権センター（The United Nations Centre for Human Rights）⁽⁶³⁾、政策調整・持続的開発局女性の地位向上部（Division for the Advancement of Women, Department of Policy Coordination and Sustainable Development）⁽⁶⁴⁾、および犯罪防止刑事司法部門（Crime Prevention and Criminal Justice Branch）⁽⁶⁵⁾である。

1980年8月27日付の多数国間条約起草過程に関する事務総長報告書⁽⁶⁶⁾によれば、国連で採択される多数国間条約の多様な起草過程において唯一見出だされる共通項は、それが「複数の段階を踏んだ過程（multistage process）」だという点である⁽⁶⁷⁾。初期の段階では、一般に小規模な機関（政府代表による委員会、専門家グループ、作業部会、事務局等）によって文書の起草が行われ、最終段階では提出されている文書にとって最も適した機関もしくは会議といった代表機関（representative body）によって討議、採択が行われるのである⁽⁶⁸⁾。

手続については基準設定のために特別なものは用意されていない。憲章上の若干の規定や内部の議事手続規則の枠内で基準設定が行われる。基

準設定の「過程（プロセス）」については確立した型があるわけではなく、各国際人権基準によって生成の過程は異なる⁽⁶⁹⁾。あるものは総会で発議され短時間で成立し、10年近くの年月を費やして完成するものもある。かわる機関も参加者も主題によって異なってくる。また、これまでの国際人権基準設定の主題自体も特別に論理的に体系だてて選定されてきたわけではなく、すでに述べた若干の選定の指針となるガイドラインが存在するのみである。しかしながら、国際人権基準の集積から基準設定過程を辿ると以下のような流れを追うことができ、一定の特徴が見出だされうる。以下、基準設定についての国連の実践過程を辿り、手続にもふれながらその特質を明らかにしてみたい。

（２）国際基準設定過程

（ア）発議

国際人権基準設定過程はまず発議によって開始される。基準設定のための発議は上記にあげた人権関連諸機関およびそれらの設置した作業部会等の補助機関において行われる。基準設定の発議はいずれの機関でも行われる。総会から下部機関に基準設定を委託する場合もあるし、下部機関から上位の機関に基準草案が勧告されて総会で決定されることもある。ただし、人権委員会、人権小委員会などで発議される場合には経社理に勧告をし、その承認を受けなければならない。

基準設定は総会をはじめとする人権関連機関において開始されるが、そのためには、まず各機関で議題として上程されなければならない。国際人権基準設定のイニシアティブは直接基準設定についての議題が提出される場合と、他の議題の審議の中で関連事項として取られる場合がある⁽⁷⁰⁾。発議者として、国連機関、加盟国政府、事務総長、個人資格の専門委員、国連専門機構、国連憲章第71条の下で国連との協議関係を認められたNGO

(以下、経社理NGOと略記)でカテゴリーIに属するものが、国際人権基準設定に関わる機関に対して議題を提出することができる⁽⁷¹⁾。人権関係の経社理NGOはほとんどがカテゴリーIIあるいはロスターに属するために、議題そのものを公式に提出したことはなく、加盟国政府代表等を通じて影響力を行使してきた⁽⁷²⁾。

国際人権基準設定が提案されるそもそものきっかけとしては、国連に寄せられる個人からの人権侵害に関する通報、NGOによる働きかけ、世界人権会議や犯罪防止会議といった国際会議のアピール宣言や民間の専門家団体によるアピールがある。例えば、第一回世界人権会議において採択されたテヘラン宣言の18項は科学技術と人権について注意を喚起し、以降、国連において研究や基準設定が開始された。民間の学会である国際法協会(International Law Association: I L A)やアメリカ国際法学会(American Society of International Law)は、緊急事態における人権についていち早くアピールをし、国際人権基準となるべき草案を作成している。また、人種差別撤廃宣言、および条約、児童の権利条約に見られたように基準設定の発議が行われる前段階として、国連機関による非難決議、アピール宣言が採択されて、それらをうけて基準設定が行われることも多い。また、児童の権利条約と国際児童年に見られるように、国連の設定した国際年が契機となって国際年での採択を目指した基準設定が行われる場合もある。

(イ) 研 究

すでにふれたように、基準設定の前段階、あるいは初期の段階ではしばしば、そのテーマについての「研究」が行われることがある。国連憲章第13条1項b、第62条1項・2項には、総会、経社理による研究の権限が規定されている。人権委員会、人権小委員会、婦人の地位委員会、犯罪防止刑事司法委員会も研究の権限を有する。

研究について最も積極的な役割を担うのは人権小委員会である⁽⁷³⁾。さら

に、人権委員会や人権小委員会の設けた作業部会によって行われる。人権委員会および人権小委員会による研究は経社理の承認を要する⁽⁷⁴⁾。基準設定過程で重要なのは、宣言や条約作成の準備のための研究であり、基準設定に向けての情報収集、背景説明や問題点の指摘が目指される⁽⁷⁵⁾。

研究が基準設定の前段階の作業として行われた例として、最も初期の例は世界人権宣言の差別禁止規定について、人権委員会が人権小委員会に委託した研究である⁽⁷⁶⁾。その後、特別報告者等により多数の研究が基準設定に先立って行われてきた⁽⁷⁷⁾。こうした研究ではテーマについて、一般的、基本的原則の列举がなされることが多い。基準設定作業に効果的に結びつくために、主題についての各国の立法の状況、要約が行われ、一般的な定義やガイドライン、原則を打ち出すという格好をとる。中には、国際人権基準の草案を添付する研究もある。

最近の研究の傾向は基準設定の作業の便宜を提供するというよりは、世論の喚起、各国に実施を呼び掛けるための研究に傾斜してきている⁽⁷⁸⁾。その理由として、国連において基準設定が以前のような最優先課題でなくなり、比重が基準の実施に移ってきていることが第一にあげられる。第二に、研究を委託しても、中には時間がかかりすぎて基準設定のための草案準備作業と並行してしまい、研究によって一般的な原則を打ち出しても草案準備作業にうまく結び付かないためである。しかし、「国家に対して数多くの指導原則が作成され、また、適宜、宣言あるいは条約、または宣言と条約が研究の成果によって明らかにされた人権の空白部分を埋める目的で採択された」⁽⁷⁹⁾という成果は決して小さくない。

(ウ) 草案作成

国際人権基準の設定過程で草案作成に最も活発な機関は人権委員会である⁽⁸⁰⁾。人権委員会は、基準設定過程に関する総会決議32／130および、総会決議41／120の趣旨に沿う起草作業を行わなければならない。経社理決

議1979/36の主文第2段落によれば人権委員会は、人権に関する様々な国際文書に規定された人権分野の基準に導かれる⁽⁸¹⁾とされる。

近年、草案のほとんどが人権委員会等が設置する基準設定のための起草委員会、すなわち基準設定ための作業部会において作成される傾向にある。通常の作業部会は、構成員が限定されているが、拡大作業部会 (open-ended working group) はその作業部会を設置した期間のすべての構成員が出席することができる。構成員でない国連加盟国や国際機構はオブザーバーを送ることができる。発言権を与えられる。経社理N G Oも参加できる。発言権はとくに明示されていないが、国連の実践上、経社理N G Oからの発言要請を認めてきている⁽⁸²⁾。

作業部会が多用される背景には、後に見るように非加盟国等オブザーバーの参加が量的に拡大したために、最初から国連総会の場で話し合わなくても多数の意見を考慮することができるようになったことがあると思われる。逆に規模が大きすぎると審議がしにくいために、まず、小規模の委員会で草案の原案を作り、それをたたき台に親機関で審議されることが多かった。また、機関の通常の審議に影響を与えずに草案作成ができるという利点がある。

草案作成にあたっては、すでに述べたように研究によって試案 (proposal) が用意されることがある。児童の権利条約のポーランドや植民地独立付与宣言のソビエトなど、発議者がすでに試案を用意する場合もある。事務局が試案作成を要請される場合もある。あるいは、世界人権宣言の起草過程に見られるように、複数の試案が政府代表やN G Oから出されて、それらの試案をもとに起草委員会や作業部会で草案 (draft) 作成が行われる。

起草のための作業部会で審議、草案作成がなされ確定草案が作成されると、事務総長はその結果を加盟国に送付するよう要請される場合が多い。その後、経社理での確定草案の採択を通じて、全加盟国の出席する国連総

会の第三委員会に持ち込まれて確定草案が審議され、最終的な採択が行われる。しかしながら、論争点の多い場合は確定草案作成までに第一草案、第二草案と数次の草案改訂作業が行われる。作業部会のための審議で限界のある場合には、作業部会から上位の機関に審議を勧告する。起草委員会・作業部会（草案作成）－人権委員会（審議・勧告）－経社理（審議・勧告）－総会（審議・勧告）－起草委員会（草案改訂）という過程が複数繰り返されて、最終草案が確定される場合が少なくない。しかしながら、人権小委員会から総会に勧告が送達されるまでに上の場合、2年を要するために、児童の権利条約の起草過程では人権小委員会から総会に事務総長を通じて提案がなされるなどの例も頻繁に見られる⁽⁸³⁾。

（工）審議

確定草案が作成されると、最終的な条約案、宣言案の完成にむけて草案について審議が行われる。

審議は作業部会の草案をうけて、人権小委員会、人権委員会においても行われるが、最終的には経社理を経由して総会のもとの主要委員会でなされる。社会・人権・文化の問題を審議する第三委員会が審議にあたるのが一般的であるが、近年、人権問題と平和の問題の関連も増えてきたことから第一委員会においても扱われる。法律問題についての第六委員会も審議機関となることがある。

審議経過の報告や基礎的な資料の提供を事務局からうけて審議は開始される。審議は一般討議の後に逐条審議に移る。一般討議では審議計画、文書の性格、適用範囲、法的地位、実施などについて話し合われる。逐条審議では確定草案の第一読会から始まる。草案の各条文のパラグラフごとに逐語的な慎重な討議が行われる。審議に際して、メンバーから修正決議案の提出（口頭、文書による）を受け付ける。修正案は新条項の導入、複数の条項をひとつにまとめる、組み替え、移行、削除、若干の字句の改訂（shall

を should にするなど) など様々である。提案理由を説明して項目ごとの投票, 分離投票投票に付される。事務局は審議の間, 修正案を加えて草案を順次整理統合, 順番の整理 (renumber) を要請されるこの間, さまざまな動議が出されて実質条項の審議に時間が費やされる。

(オ) 採 択

確定草案は修正された各条項が整理されて最終案の形になり, 国連総会の全体会議において採択される。

条約, および宣言の最終案が採択されるためには実質事項に関する総会の表決の際の要件が適用され, 憲章の規定により, 出席代表の投票の3分の2の多数が必要とされる。

まず, 一般討議が行われて採択方法についての審議などが行われる。多数決, 無投票採択によるコンセンサス採択などの方法がある。

実際の採択においては, 条約案, 勧告案ともに各条項が表決に付され, その後, 条約案または勧告案の全体の採択が行われる。表決後, 投票説明など意見表明を行うことができる。

(カ) 改正

条約の場合, 改正は通常締約国会議によって行われる。宣言など国際人権基準の改正が必要になった場合にはどうなるのだろうか。

この国際人権基準の改正の事例として, 1955年に経社理で採択された国連被拘禁者処遇最低基準規則がある。1974年, 国連総会はその決議3218 (XXVIII) によって, 第5回犯罪防止会議に対して, 被拘禁者処遇最低基準規則に関する議題を討議する際にその再検討にあたって「拷問, その他の非人道的取扱いから被拘禁者を保護するための規則」を起草して最低基準規則に加えることを要請している。1975年の第5回犯罪防止会議では「拘禁下, または社会内の犯罪者の処遇—特に国連最低基準規則の充足との関

連で」と題する議題の下で戒厳令下等で特定の犯罪の嫌疑によらないで長期間不当に拘禁されている者に基準規則の定めている人権保障に関する諸原則を適用するために、いかに同規則を改正すべきかが討議された⁽⁸⁴⁾。最低基準規則は第二編の特則で、受刑者、精神障害のある受刑者、被逮捕者および未決拘禁者、民事上の被拘禁者については、それぞれの特性に応じた内容の規定がある。一方で、特定の犯罪の嫌疑によらない身体を拘束されている人々については第二編において適用が想定されていないため、規則改正の必要があると結論されていた。

第5回犯罪防止会議では改正についての結論が出せず、1976年、経社理が決議1993号によって基準規則の一部改正を拷問禁止および被拘禁者の人権保障の見地から犯罪防止規制委員会（当時）に要請している。同年、第4回犯罪防止規制委員会は改正の任務を継続した。既存の条項には改訂を加えず、基準規則の最後に新しい章と条項（第5章、95条）を加える形で改正を行うことになった⁽⁸⁵⁾。

現存国家の大多数から支持をえて採択された国際人権基準を改正して、まったく新しいものにするということは、現実にはかなりの抵抗が見られる。ひとつには、その文書のもつ歴史的な意義が損なわれるという点、また、新たな同意がどこまでえられるかという点、時間がかかるなどの問題がある。また多くの国際人権基準や国連の監視活動が既存の基準を根拠に生成したということから、基準の見直しはかつての国連の活動の正当性にもかかわりうる。こうしたことから考えると、基準の改正には問題のある点を加えるという仕方が現実的な選択であったと思われる。

追加の例として、1985年に採択された少年司法の運営のための国際連合最低基準規則（北京規則）は、先に例にとった被拘禁者処遇最低基準規則との関係をどのようにとらえるのかについて、該当する条文のあとに注釈をつけて、双方の内容について解釈の指針を明らかにしている。

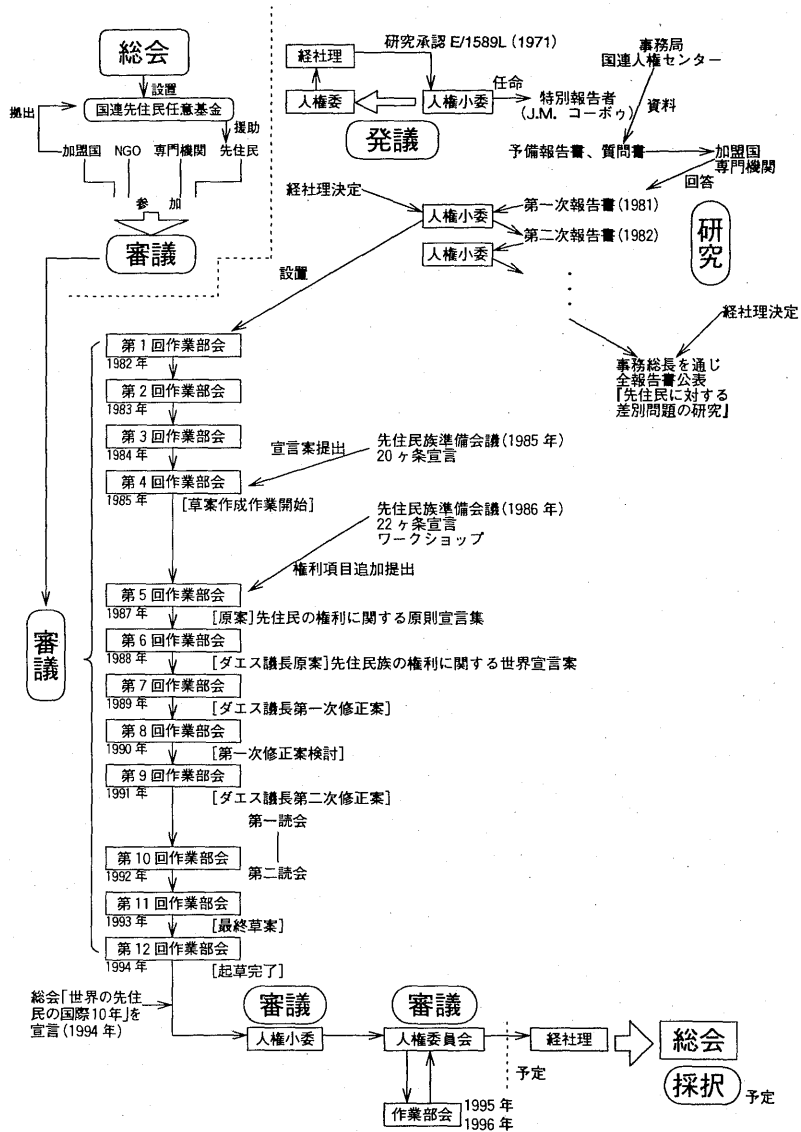
4 先住民族権利宣言案の起草過程

以上、国際人権基準設定過程の法的基礎、主体、プロセスを概観してきた。ここで具体的な事例として、先住民族権利宣言案の設定過程を見てみたい。先住民族権利宣言案は人権小委員会の下での拡大作業部会において、10年に亘って草案作成に当たってきた。その過程を示したのが次頁の図である。

基準草案の起草作業の中心となった「先住民作業部会」(The Working Group on Indigenous Populations)は、経社理決議によって「先住民族の人権と基本的自由の推進および擁護に関する各国の現状の検討を行うと同時に、彼らの状況や将来への願望の類似点と相違点を考慮しながら、彼らの権利に関する国際的な法規準の作成に努力する」⁽⁸⁶⁾という任務を与えられた。作業部会の任務は基本的に基準設定にあるが、具体的な状況について先住民の保護に関するレビューも行うものであることがわかる。先住民族権利宣言草案は人権小委員会の審議・採択を経て、人権委員会、さらに経社理経由で総会において最終的に審議・採択されることが目標とされている。

起草過程の特徴として第一に挙げられるのは、作業部会における起草過程に多様な参加者を得ている点である。起草過程には作業部会の議長をはじめとする委員を中心に、加盟国、専門機関、特別報告者、関連するNGO、さらに権利の直接の享有者である先住民の代表が加わった⁽⁸⁷⁾。第二の特徴として起草過程においては、各参加者は草案原案の提出など実質的な貢献を行うことができる。第三の特徴として、作業部会の委員を中心に参加者間の対話が進められ、参加者それぞれの立場で妥協・修正が行われ、統一の見解が草案に反映されるよう修正が加えられ、さらに複層的過程を経た参加者の統一意思が国連の統一かつ一方的基準として定式化されるのである。基準設定過程の段階からどこまで共通の認識を高められるかは、

図：先住民族権利宣言草案の起草過程



監視活動や今後の条約化、さらには国内実施の問題とも関係してくると思われる。したがって、起草過程において、多数の関係主体の実質的参加によって加盟国間あるいは国家と先住民の間にコンセンサスが形成され、さらにパートナーシップが建設されていく⁽⁸⁸⁾。加盟国の多くは新たな国際人権基準の必要性、問題の所在を認識するようになる。例えば先住民族権利宣言草案の起草と並行し、ニカラグアにおいて先住民に対する統合政策が廃止され、先住民の権利を保護するための特別政策に向けての審議が開始された⁽⁸⁹⁾。カナダや日本では宣言草案に規定された権利すべてを認めるには至らないものの、先住民と対話を開始する中で、新たな政策を考慮している⁽⁹⁰⁾。各国の取り組みの程度は異なるが、基準設定過程の段階においてさえも、国家の態度は変化しうるし、新たな規範意識の獲得がなされる場合がある。また、国家間、国家と権利の享有者間の対話が国内で設定された討議の場に加えて与えられ、意見交換や相互理解、少なくとも相互認識が促進される。加盟国の起草過程へのコミットメントは、国際人権基準の将来の履行を促す契機になるか、少なくとも不履行への正当化を妨げる要素となることも指摘できる。

さらに、筆者の関心から注目したいことは国際人権基準の淵源 (sources) である。先住民族権利草案を例にとると、以下のものを淵源としている。その第一は、国家の国内法・政策等の国家実行である。第二に、1970年代、80年に入ってから採択された先住民自身による諸宣言である⁽⁹¹⁾。第三に、ILO 107号条約や自由権規約等の既存の国際条約や宣言である。さらに特別報告者の研究成果、作業部会の審議中の国家代表等によるステートメントで先住民に関する規範認識を現すもの等が挙げられる。起草過程を通じて、以前の草案や決定が基礎となることはいうまでもない。また、先ほど挙げたニカラグアの例のように、起草過程の途中の国家実行で、積極的な国家の規範認識を示すものは重要な淵源になる⁽⁹²⁾。

このように、国際人権基準はひろく国内、国際の法、宣言、実行に依拠

し、ならびに、多様な参加者による審議そのものに見られる規範意識が重要な淵源となることがわかる。このことは国際人権基準の普遍的適用という目的からも重要な点であろう。

いま見たような過程を辿り、先住民族権利宣言案も最終的に、総会において決議として採択されることによって有効になり、名宛人は特定されず広く国連加盟国に勧告されることになると思われる。

おわりに

本稿では国連により採択されてきた国際人権基準について、その概念を明らかにし、さらに国際人権基準設定活動を概観するために、活動の法的根拠、手続、プロセスをみてきた。残された問題は、こうした国際人権基準はどのような法的性格を有するのかということである。国連憲章の解釈として、憲章と不可分の一体をなすのか、国連という加盟国がほぼ普遍的である国際機構で全会一致で採択されることにより、慣習国際法としての地位をえるのかなど議論すべき点が多い。その点の詳細な分析は別稿に譲り、ここでは国際人権基準と国際人権条約の起草との関係について、若干の指摘をおこなって結びとしたい。

国際人権基準が国際人権条約の起草過程に一定の役割を果たしていることは、疑いが無い。すでに見たように、様々な宣言が人権条約の起草の契機となり、また、起草を促進する役割を果たしてきた。すなわち、加盟国の意思の一致を徐々にはかるために、国連は宣言採択を条約作成に優先させて、規範の具体化をはかってきた。

条約起草の前段階で同じ主題の国際人権基準とりわけ宣言を採択する意義はいくつかある。この問題についてすでにふれた国連事務総長の「多数国条約起草過程のレビュー」⁽⁹³⁾と題した報告書の中で、宣言の機能について、「条約の中で（規範の内容が）⁹⁴ 確定的に具現化される前に、そうした計

画のためのガイドラインを示し、もしくは一定の原則を実際にテストすることを助けることができる」としている⁽⁹⁴⁾。具体的に例を挙げれば、拷問禁止条約は、その前に採択されていた拷問禁止宣言の文言の大部分を踏襲している。宗教的不寛容に関する宣言は同主題の条約の起草作業が進められて久しいが、宗教的不寛容宣言の実施に関する特別報告者の研究によって様々な原則がテストされ、加盟国間でコンセンサスの得られていない原則についてどのように合意を得るかが検討されている。こうした宣言の存在、さらに監視活動による宣言の実施によっても、未起草の条約の起草を促進するのに貢献するのである。

宣言はまた、「長期の条約起草のプロジェクトを完結させるよりもより早く状況を改善 (ameliorate) することができる」⁽⁹⁵⁾。条約起草は一般に長期間を要する。拷問禁止条約は起草に9年がかかり、条約の発効までにさらに3年かかっている。したがって拷問禁止宣言が採択されて後、12年かけてようやく条約が発効しているのである。児童の権利条約は比較的早く2年の起草期間で条約が採択された、珍しい例である。ただ、この条約も児童の権利宣言の採択から30年程が経っている。宣言を採択することにより、ある分野の人権保障の重要性について少なくとも国際的に公的なある種の了解を得ることにつながり、条約起草のために必要な規範意識の形成にも貢献しうるのである。

国際人権条約と国際人権基準はそれぞれ独立したものとして存在しているのではなく、相互補完的であるといえる。国際人権基準は、冒頭で述べたような国際人権条約の欠陥を補うのみならず、国際人権条約の基礎として、また条約が発効してからも、条約の解釈の指針として条約規定の内容を追加発展させる機能をももちうるのである。

＜国連総会の採択した国際人権基準一覧＞

内 容	国際人権基準名称	採択日	決議番号
国際人権 章典	- 世界人権宣言	1948. 12. 10	217A(III)
自決権	- 植民地独立付与宣言	1960. 12. 14	1514(XV)
	- 天然資源に対する永久的主権に関する決議	1962. 12. 14	1803(XVII)
差別防止	- あらゆる形態の人種差別に関する国際連合宣言	1963. 12. 20	1904(XVIII)
	- 女性に対する差別撤廃に関する宣言	1967. 11. 7	2263(XXII)
	- 宗教または信条に基づくあらゆる形態の不寛容 および差別撤廃に関する宣言	1981. 11. 25	36/55
人身の 自由	- 拷問およびその他の残虐な、非人間的なもしくは品 位を貶める待遇または処遇からすべての人を保護 することに関する宣言	1975. 12. 9	3452(XXX)
	- あらゆる形態の抑留または拘禁の下にあるすべ てのものの保護のための諸原則	1988. 12. 9	43/173
	- 強制的失踪からすべての人々を保護するための宣言	1992. 12. 18	47/133
女 性	- 婚姻の同意、婚姻の最低年齢および婚姻の登録 に関する勧告	1965. 11. 1	2018(XX)
	- 女性に対する暴力撤廃宣言	1993. 12. 20	48/104
無国籍者 難 民 児 童 家 族	- 領域内庇護に関する宣言	1967. 12. 14	2312(XXII)
	- 所在国の国民ではない人の人権に関する宣言	1985. 12. 13	40/144
	- 児童の権利に関する宣言	1959. 11. 20	1386(XIV)
	- 人民の間の平和、相互尊重および理解の理想を 青年に奨励することに関する宣言	1965. 12. 7	2037(XX)
	- 緊急時および武力衝突における女性および児童 の保護に関する宣言	1974. 12. 14	3318(XXIX)
	- 児童の保護および福祉特に国内的および国際的 養育委託および養子縁組に関する社会的および 法的原則に関する宣言	1986. 12. 3	41/85
障害者	- 精神薄弱者の権利に関する宣言	1971. 12. 20	2856(XXVI)
	- 身体障害者の権利に関する宣言	1975. 12. 9	3448(XXX)
	- 精神病者の保護および精神保健ケアの改善に関 する決議	1991. 12. 17	46/119
少数者	- 民族的、種族的、宗教的、言語的少数者に属す る人々の権利に関する宣言	1992. 12. 18	47/135
発 展 開 発	- 社会的進歩および発展に関する宣言	1969. 12. 11	2542(XXIV)
	- 飢餓及び栄養失調の撲滅に関する世界宣言	1974. 12. 17	3348(XXIX)

国連による国際人権基準の設定 — 基準の概念と設定のプロセス —

平 和	- 発展への権利に関する宣言	1986.12.4	41/128
	- 人民の平和への権利に関する宣言	1984.11.12	39/11
	- 戦争犯罪および人道に対する罪にある人の搜索, 逮捕引き渡し, 処罰についての国際協力に関する 原則	1973.12.3	3074(XXVIII)
	- 平和および人類の利益のために科学的小および技 術的進歩を利用することに関する宣言	1975.11.10	3384(XXX)

<経済社会理事会が採択した国際人権基準一覧>

国際人権基準の名称	採択日	決議番号
- 被拘禁者取扱いのための最低基準規則	1955.8.30	第1回犯罪防止会議
	1957.7.31	663(XXIV)
	1977.5.13	2076(LXII)
- 死刑に直面しているものの権利の保護を確保 する保障規定	1984.5.25	1984/50

- (1) 人権問題は第二次世界大戦以前にも国際問題として存在した。古くはビトリ
ア（16世紀）の非ヨーロッパ人に対する考え、ウェストファリア（17世紀）
における宗教的寛容の理解があり、17世紀には政治亡命者の保護、18世紀・
19世紀における戦時国際法の発達の中の人道規定の発展、通商の自由の進
展、奴隷売買の禁止があり、第一次世界大戦後の国際連盟と国際労働機関
（International Labour Organization: I L O）の設立も挙げられる。しかしな
がら、そこにおいて人権問題は「特定の国家間の紛争の回避」という文脈で
捉えていた。それに対し第二次大戦後、国連の設立により、個人の人権が
「国際社会全体の利益」として捉えられるようになった。現代国際国際法に
おける国際的人権保障の意義はこの点にあると考えられる。
- (2) *United Nations, Compilation of International Instruments : Volume I Universal
Instruments*, (New York: United Nations, 1994)
- (3) B. ミルクヌーゲツェヴィチ（宮澤俊義・小田滋訳）『国際憲法』岩波現代叢
書、1952年、9頁。「立憲民主国の法律機構は国際法規の侵害を拒むが、こ
れに反して、専制国家では国際条約の侵害は、必然的な反対努力を見出だす
ことはない」という記述は国内政治体制が国際法の国内実施に与える影響に
ついて示唆を与える。
- (4) ILO, *International labour standards: a workers' educational manual*, third revised
Ed., (Geneva: ILO, 1990)
- (5) See, UNESCO, *Standard-Setting Instruments*, incorporating supplement 2, (Paris:
UNESCO, 1986)
- (6) United Nations, *United Nations Action in the Field of Human Rights*, (New York:
United Nations, 1988), p. 309, para. 5.
- (7) Michel Virally, "Definition and classification of international organizations: a legal

- approach", in Georges Abi-Saab (ed.), *The concept of international organization*, (Paris: UNESCO, 1981), p. 63.
- (8) Virally, *Ibid.*, p. 63.
- (9) Felice Morgenstern, *Legal Problems of International Organizations*, (Cambridge: Grotius Publications Ltd., 1986), p. 91.
- (10) 基準設定を国際機構の一方的行為として見るものについて、例えば、横田洋三「国際組織の法構造—機能的統合説の限界」『国際法外交雑誌』第77巻第6号、36頁を参照。
- (11) Paolo Contini and Peter H. Sand, "Methods to Expedite Environment Protection" *American Journal of International Law (AJIL)*, Vol. 66 (1976), pp. 37-59.
- (12) Jiri Toman, "Quasi-Legal Standards and Guidelines for Protecting Human Rights", in Hurst Hannam (ed.), *Guide to International Human Rights Practice*, (Philadelphia: Univ. of Pennsylvania Press, 1992) および "Model Laws such as the UN Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners", in Richard B. Lillich and Frank C. Newman, *International Human Rights: Problems of Law and Policy*, (Boston: Little Brown and Company, 1979) を参照。
- (13) なお、しばしば、世界人権宣言をはじめとする国際人権基準の設定について規範形成 (norm making) という語を当てて、慣習法としての意味合いを付与する研究もある。例えば、Theodor Meron, "Norm Making and Supervision in International Human Rights: Reflection of International Order", *AJIL* Vol. 76 (1982)
- (14) Hersch Lauterpacht, *International Law and Human Rights*, (London: Stevens and Sons, 1950), p. 410. もちろん、ローターパクトも、世界人権宣言の「法的な活力」(legal vitality) についていささかも軽んじていない。(Ibid. p. 412)
- (15) UN.Doc. Commission on Human Rights third session, E/800.
- (16) 芹田健太郎編訳『国際人権規約草案注解』有信堂高文社、1981年、24-26頁。
- (17) UN Doc. A/2929.

- (18) Warwick McKean, *Equality and Discrimination under International Law*, (New York: Oxford U.P., 1983), p. 102.
- (19) ナタン・レルナー (斎藤恵彦・村上正直訳)『人種差別撤廃条約』解放出版社, 1983 年を参照。
- (20) 国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約－国際化の中の女性』三省堂, 1990 年。
- (21) 法務省人権擁護局内人権実務研究会編『人権保障の生成と展開－世界人権宣言 40 周年記念論文集』(社) 民事情報センター, 1990 年。
- (22) 横田洋三「ローズヴェルト夫人と世界人権宣言」同上書, 52 頁より引用。
- (23) 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』岩波書店, 1988 年, 43 頁。
- (24) ナタン・レルナー, 前掲書を参照。
- (25) UN Doc. E/3743, p. 61, para. 99.
- (26) UN Doc. *ESCOR*, Thirty-fourth Session, Supp. No. 8 (E/3616/Rev.1), para. 29, p. 16.
- (27) UNGA, "Review of the Multilateral Treaty Making Process: Report of the Secretary General", UN Doc. A/35/312, Aug. 27 (1980), p. 16, para. 29.
- (28) Gerhard O. W. Mueller, "United Nations Norms and Guidelines in Crime Prevention and Criminal Justice", *UNAFEI Report for 1990 and Resource Material Series*, No. 38 (1991) p. 8, 沢登俊雄比較少年法研究会著『少年司法と国際準則』三省堂, 1991 年, 157 頁。
- (29) Ian Brownlie, "The Rights of Peoples in Modern International Law" in James Crawford (ed.), *The Rights of Peoples*, (Oxford: Clarendon Press, 1988), pp. 55-67. しかしながら, 第 43 回総会において, 第 44 回総会仮議題に「連帯に基づく人権の法典化」を掲げすることを決定 (43/424)。日本は, コンセンサス参加後, 概念の不明確な人権の導入は, 国連フォーラムにおける審議に混乱をもたらすとする旨の立場説明をしている。(『国際連合第 44 回総会の事業』(下巻) 外務省国際連合局国連政策課編・発行, 164 頁を参照)

- (30) 発展への権利に関しては、次を参照。川眞田嘉壽子「人権としての発展の権利」宮崎繁樹編『現代国際人権の課題』三省堂、1988年、堀江訓「人権としての発展の権利：その法的側面」『社会科学ジャーナル』第29号(1)、1990年、Subrata R. Chowdhury et.al. (eds.), *The Right to Development in International Law*, (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1992), 安藤勝美「発展途上国の権利請求と国際社会の変化—開発と環境および人権との調和へ—」『広島法学』第17巻第2号、1993年を参照。
- (31) 平和への権利については、最上敏樹「平和に対する権利」『自由と正義』第40巻第5号、1989年、武藤達夫「国際法における「平和への権利」—国連における議論の再考察を中心として—」『法学新報』第101巻第5・6合併号、1995年を参照。
- (32) Henry G. Schermers, "International Organizations", in Max Planck Institute, *Encyclopedia of Public International Law*, Vol. 5, (Amsterdam: North-Holland, 1983), p. 160.
- (33) B.G.Ramcharan, *The Concept and Present Status of International Protection of Human Rights: Forty Years of Universal Declarations*, (Dordrecht, Boston, London: Martinus Nijhoff Publishers, 1988) Chapter 2を参照。
- (34) Shabtai Rosset, *Practice and Methods of International Law*, (London, Rome, New York: Oceana Publications, Inc., 1984), p. 115.
- (35) GA Res. 32/130.
- (36) Vienna Declaration and Programme of Action, UN.Doc.A/CONF.157/23, 12 July 1993, para. 5, p. 5.
- (37) 国連憲章は、以下のような文言によって人権を規定している。

第一条 国際連合の目的は次の通りである。

3項…… 人種・性・言語・宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

第 55 条 …… 国際連合は、次のことを促進しなければならない。

(c) 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のために人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守

(38) アラン・プレ・ジャン＝ピエール・コット共編『コマンテール国際連合憲章』

(下) 東京書籍, 1992 年, 第 9 章「第 55 条 c 項」56 頁, UNCIO, Vol. VI, p. 298, および, UNCIO Vol. VI, p. 415, p. 716.

(39) 田畑茂二郎監修, 金東勲訳『国際連合と人権』部落解放社, 1983 年, 12 頁参照。

(40) ECOSOC Res. 6(I) (16 February 1946) および 9(II) (21 June 1946).

(41) ECOSOC Res. 1979/36 (10 May 1979).

(42) ECOSOC Res. 6(I) (16 February 1946) paras. 2, 3.

(43) *Ibid.* para. 5 8, 9, 10.

(44) *Ibid.* para. 3.

(45) 例えば, 差別に関する規定を起草するために人権小委員会によりなされた研究が, 人権委員会に提出された。UN Doc.E/CN. 4/52, Section V (Sub-Commission, 1st Session, 1947). しかし、「研究」自体なんら拘束力を伴うものではない。

(46) 例えば先住民作業部会, 被拘禁者作業部会などがあげられる。

(47) 委員は国連加盟国から指名されて, 人権委員会によって選出され, それぞれに一人の代理委員が許可される。任期は 4 年である。地理的配分については, アジア 6, アフリカ 6, 西欧その他 6, ラテンアメリカ 5, 東欧 3 である。委員の数は, 当初の 12 名から 26 名に拡大された。会合は, 年に一度, ジュネーブで 8 月に開かれている。

(48) 婦人の地位委員会は, 45 名の国連加盟国政府代表委員から構成される。設立当初の 15 名から 2 倍以上に拡大された。(ECOSOC Res. 414B.V(XIII) 18 名に拡大, ECOSOC Res 845(XXXII) 21 名に拡大, ECOSOC Res. 1147(XLI) 32 名に拡大) 委員の選出は, 経社理において行われ, 任期は 3 年である。会

合は年に一度3週間開かれる。委員の地理的配分は、アフリカ諸国13、アジア諸国11、中南米諸国9、西欧その他8、および、旧東欧諸国4である。

- (49) ECOSOC Res. 48(IV) (29 March 1947) .
- (50) Statement by the Chairman of the Commission, E/CN.6/SR. 20(1948).
- (51) 伊東すみ子「女子差別撤廃条約成立の背景とその内容」『女子差別撤廃条約』三省堂、1990年、22頁、および、ECOSOC Res. 1987/22 of 26 May 1986を参照。
- (52) GA Res A/2263(XXII).
- (53) ECOSOC Res. 48(IV) (29 March 1947) .
- (54) 経社理決議1584(L) (1971)によって設置された。犯罪防止規制委員会の職務はECOSOC Res. 15(V) (1 December 1950)に規定され、1979年より27名の専門家から構成されるようになった。委員の地理的配分は、アフリカ7、アジア6、東欧4、ラ米5、西欧その他6、であった。
- (55) この経緯については、Roger S.Clark, *The United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Program - Formulation of Standards and Efforts at Their Implementation*, (Philadelphia:University Pennsylvania Press, 1994), pp.24-57を参照。
- (56) GA Res. 46/152.
- (57) GA Res. 415(V) Transfer of function of the International Penal and Penitentiary Commission, 1 December 1950.
- (58) 敷田稔「国連準則の充足と新準則の制定」『ジュリスト』No.972(1991年2月), 102頁を参照。
- (59) GA Res 46/152, para 29.
- (60) Mueller, "UN Norms and Guidelines", p.36.
- (61) 芝原邦爾, 前掲書, 29頁。
- (62) United Nations, *Compilation*, (1994), pp.243-413を参照。
- (63) 1982年7月29日, 従来の国連人権部(the United Nations Division of Human

Rights) から人権センターに変更された。所在地ジュネーブ。

- (64) 1988 年の経社理決議 1988/18 により、社会開発人道問題センターの一部門 (Branch) から部 (Division) に改組された。1992 年に国連事務総長が交代して以降進められている事務局の内部改革により、経済社会開発局の社会開発人道問題センター内にあった女性の地位向上部が、新たにできた政策調整・持続的開発局に編入され、ウィーンからニューヨークに所在地を移した。
- (65) 所在地ウィーン、1991 年 12 月 18 日の総会決議 46/152 によって部門 (Branch) から部 (Division) に格上げされるよう勧告された。
- (66) "Review of the Multilateral Treaty Making Process", *op.cit.*.
- (67) *Ibid.*, p. 5 para. 7
- (68) *Ibid.*, p. 6 para. 7
- (69) 事務総長報告書のいうように、基準設定過程に定型は存在しない。人権関係の基準設定についても、とくに手続として確立されているわけではない。
Ibid., para. 16, p. 29.
- (70) Howard Tolley, "Decision-Making at The United Nations Commission on Human Rights, 1979-82", *Human Rights Quarterly (HRQ)* Vol 5 (1) (1982) 経社理議事手続規則規則 9 のパラグラフ 5。
- (71) 議題提出権については、総会議事手続規則 13, 経社理議事手続規則 9, 人権委員会, 婦人の地位委員会, 犯罪防止刑事司法委員会関連については、経社理機能委員会議事手続規則 5 を参照。国連総会議事手続規則 13, 経社理議事手続規則 9, 経社理機能委員会議事手続規則 5 を参照。
- (72) 国際人権基準設定のイニシアチブを N G O がどの様に進めたかについては、以下が参考になる。Howard Tolley, "Popular Sovereignty and International Law: ICJ Strategies for Human Rights Standard Setting", *HRQ* Vol. 11 (4) (1989)。
- (73) 久保田洋『実践国際人権法』三省堂、1986 年、58 頁を参照。研究には、その他、人権小委員会、人権委員会の下の委員会、特別報告者、経済社会理事

会の要請に基づく専門機関が行う研究, 人権関連国連機関によって事務総長に委託される研究がある。

- (74) Howard Tolley, *The U.N. Commission on Human Rights* (Boulder: Westview Press, 1987), p. 172.
- (75) 久保田洋, 前掲書, 57 頁を参照。
- (76) 前掲注(45)を参照。
- (77) こうした研究は, 研究を要請した機関が草案作成に寄与するの目的であつて, 草案が提出されればとくに出版される必要がないため, 常に公表される訳ではない。最近は出版されるものもあるが, それは, 基準設定のみならず世論の喚起の目的も付与される研究である。例えば, コーボウの「先住民に対する差別問題の研究」United Nations, "Study of the Problem of the Discrimination against Indigenous Populations", UN Doc. E/CN. 4/Sub. 2/1986/7 and Add. 1 ~ 4. がある。(以下, コーボウ報告書と略記する。)
- (78) 研究はそもそも委託した機関の審議の便宜のためになされるものであるが, 最近はかなり踏み込んだ形の研究もあり批判もある。(その言及の例として, 阿倍浩己・今井直『テキストブック・国際人権法』日本評論社, 1996年, 167 頁を参照。)
- (79) ジャン・ベルナル・マリ「国連人権委員会とその差別防止・少数者保護小委員会」高野・宮崎・斎藤編『国際人権法入門』三省堂, 1983年, 37-59 頁。
- (80) その他, 総会, 経社理, その他の人権関連諸機関も草案作成にあたってきた。事務局も草案作成にあたる場合がある。とりわけ犯罪防止刑事司法委員会の前身である犯罪防止規制委員会はその役割を何度か担っている。専門機関も草案作成にあたる場合がある。医療倫理規則の草案作成はWHOが行ったという例がある。
- (81) ECOSOC Res. 1979/36 (10 May 1973).
- (82) Sharon Detrick, *The United Nations Convention on the Rights of Child : A Guide to the Travaux Preparatoires*, (Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1992) ,

p. 22.

- (83) 例えば、拘禁に関する作業部会に関する事項を人権小委員会が事務総長を介して直接総会に送った例がある。Sonia Rosen and David Weissbrodt, "The 39th Session of the UN Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities", *HRQ* Vol. 10 (4), p. 501.
- (84) A/CONF. 56/6 para. 130.
- (85) E/CN. 5/536, paras. 92094, E/AC. 57/28, E/AC. 57/NGO/1 鈴木義男「国連犯罪防止委員会第4回会議に出席して」『罪と罰』第14巻1号, 20頁。
- (86) ECOSOC Res. 1982/34. を参照。また、この経緯については、手島武雅「国連「先住民族権利宣言」の動向と課題－作業部会最終草案の分析を通して」反差別国際運動日本委員会『国際人権基準と国際連帯』解放出版社, 1994年, 84頁を参照。なお、作業部会において先住民の呼称 (Population, people もしくは peoples) については、民族自決権との関係で一大論争となってきた。人権小委員会の宣言案最終草案の現段階では、peoples として先住民の主張が採用されている。先住民の訳語としては、先住住民 (Indigenous Population), 先住民 (Indigenous People), 先住民族 (Indigenous Peoples) とするのが適当だと思われるが、定訳として確立しておらずさらなる議論を要する。本稿では、原則として国連の決議の原語に即して、Indigenous Population と Indigenous People については「先住民」の語を、Indigenous Peoples については「先住民族」の語をあて、一般的な呼称としては「先住民」とする。
- (87) 経社理NGO以外の個人、団体が、広く国連の基準設定過程に参加を認められたのは先住民作業部会が初めてである。その他、経社理NGO以外のNGOに会議への参加を認めている例には、現代奴隷制作業部会が唯一挙げられる。
- (88) 北欧諸国とサーミ、グリーンランドの先住民とのパートナーシップについては、Erica-Irene A. Daes, "Dilemma Posed by the UN Draft Declaration on the Rights of Indigenous Peoples", *Nordic Journal of International Law* Vol. 63 (1994)

- p. 205 を参照。北欧諸国は、先住民作業部会の国家代表に先住民を加えてきた。
- (89) Raidza Torres, "The Rights of Indigenous Populations: The Emerging International Norm", *The Yale Journal of International Law*, Vol. 16 No. 1, (Winter 1991), p. 158.
- (90) カナダについては、次を参照。加藤普章『多元国家カナダの実験—連邦主義・先住民・憲法改正—』未来社、1990年、214-216頁を参照。
- (91) 諸宣言の例として、グリーンランド、アラスカ、カナダのイヌイト族による会議 (the Inuit Circumpolar Conference) の諸決議 (コーボウ報告書 E/CN.4/Sub.2/476/Add.5 Annex 1 (1981)), 先住民の差別に関する国際非政府機関会議の宣言草案, (the Draft Declaration of Principles for the Defence of the Indigenous Nations and peoples of the Western Hemisphere) (同コーボウ報告書 Annex IV), 南アメリカ・インディアン運動第一回会議の決議 (Resolutions of the First Congress of Indian Movements of South America) (同コーボウ報告書 Annex V), アンデス地域人権セミナーによる先住民の権利に関する結論と勧告 (Conclusions and Recommendations Regarding the Rights of Indigenous People by the Seminar on Human Rights in the Rural Areas of the Andean Region) (同コーボウ報告書 Annex VI), アメリカンインディアンの権利に関する第四回ラッセル裁判所勧告 (Recommendations of the Fourth Russell Tribunal on the Rights of the Indians of the Americas) (同コーボウ報告書 Annex VII), 1981年サンホセ宣言 (コーボウ報告書 E/CN.4/Sub.2/1983/21/Add.3, p. 25) がある。
- (92) Torres, *op.cit.*, p. 158.
- (93) "Review of the Multilateral Treaty Making Process", *op.cit.*
- (94) *Ibid.*, para. 29, p. 16.
- (95) *Ibid.*, para. 29, p. 16.

(本稿の作成にあたり、資料面で、市民外交センターの上村英明さん、府中犯罪防止研修所の原田隆之さん、内村嘉寿子さんに大変にお世話になった。図の打ち込みにあたっては、国際基督教大学の安藤亜希子さんにお手伝いをいただいた。記して感謝申し上げる。)